

## 反社会的勢力に対する基本方針

佐賀東信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り基本方針を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築します。
3. 当組合は、反社会的勢力とは取引を含め、一切の関係を遮断します。  
また、不当要求に対しては断固として拒絶します。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 当組合は、反社会的勢力に対する資金提供や不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。